

埼玉県青少年健全育成・支援プラン（仮称）の策定イメージ（現行プランとの対比）

現行プラン（埼玉県青少年健全育成推進プラン）	今回のプラン策定の考え方（埼玉県青少年健全育成・支援プラン（仮称））
<p>(名称) 埼玉県青少年健全育成推進プラン</p> <p>(計画期間) 平成20年度～24年度</p> <p>(基本理念) なし</p> <p>(根拠法令) 埼玉県青少年健全育成条例（第4条）</p> <p>(対象年齢) 青少年（中心とする年代は「思春期の始まる頃から青年期の前期」の者）</p>	<p>(名称) 埼玉県青少年健全育成・支援プラン 【子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、困難を有する青少年やその家族を支援するという目的も明確化するために名称変更を予定】</p> <p>(計画期間) 平成25年度～29年度</p> <p>(基本理念) 次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかな成長を支える社会をつくる</p> <p>(根拠法令) 埼玉県青少年健全育成条例（第4条） 子ども・若者育成支援推進法（第9条）</p> <p>(対象年齢) 概ね30歳未満（中心となる年齢は、概ね10歳～24歳）を対象とする。ただし施策によっては30代も対象とする。</p>
<p>(プランの体系)</p> <p>【基本目標1】 青少年の社会性や生きる力を育む</p> <p>＜推進項目①＞ 青少年の体験活動等の促進 「自然体験活動等の促進」「社会体験活動等の促進」「社会貢献活動等の促進」</p> <p>＜推進項目②＞ 青少年の社会的自立に向けた取組の推進 「就業支援の推進」「キャリア教育の推進」「いじめ・不登校・高校中途退学対策の推進」</p> <p>＜推進項目③＞ 青少年の自己実現に向けた取組の促進 「自己啓発・自己研さんへの支援」「青少年リーダー育成の推進」</p>	<p>(プランの体系)</p> <p>【基本目標1】 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援</p> <p>＜推進項目①＞ 豊かな人間性や社会性を育むための支援 「自己実現」「夢発見」「体験活動」「勤労観の育み」「道徳教育」「スポーツ・文化芸術活動」など</p> <p>＜推進項目②＞ 社会の変化に対応できる人材育成の推進 「グローバル人材育成」「国際交流」「メディアリテラシー」「人権教育」「消費者教育」など</p> <p>＜推進項目③＞ 青少年の健やかな成長を支える取組の推進 「子育て」「食育」「公園整備」など</p>
<p>【基本目標2】 青少年に安全・安心な地域をつくる</p> <p>＜推進項目①＞ 青少年の非行防止対策と立ち直り支援の推進 「非行防止対策の推進」「立ち直り支援の推進」</p> <p>＜推進項目②＞ 青少年に有害な環境の浄化等の推進 「有害環境浄化対策の推進」「啓発・教育活動の推進」</p> <p>＜推進項目③＞ 青少年を犯罪等から守る安全・安心対策の推進 「犯罪被害防止対策の推進」「交通安全対策の推進」「児童虐待等防止対策の推進」「その他の安全・安心対策の推進」</p>	<p>【基本目標2】 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備</p> <p>＜推進項目①＞ 青少年を取り巻く有害環境の健全化 「ネットアドバイザー」「推奨携帯電話の普及」「有害図書」「飲酒・喫煙・薬物乱用」「立入調査」など</p> <p>＜推進項目②＞ 犯罪や災害等から青少年を守る取組の推進 「防犯」「交通安全」「震災」「ネット被害」など</p> <p>＜推進項目③＞ 困難な事情を抱える（防止を含む）青少年への支援 「非行」「不登校」「いじめ」「ひきこもり」「ニート」「発達障害」「虐待」「貧困」「自殺予防」など</p>
<p>【基本目標3】 学校の教育力を高め、家庭・地域の教育力を再興する</p> <p>＜推進項目①＞ 家庭と地域と連携した学校の教育力の向上 「家庭・地域との連携による教育力の向上」「家庭・地域との交流の推進」</p> <p>＜推進項目②＞ 家庭の教育力を高めるための取組の推進 「家庭教育・子育て支援の推進」「親の学習の推進」</p> <p>＜推進項目③＞ 地域社会における青少年健全育成活動の促進 「市町村が取り組む青少年健全育成事業等への支援」「青少年団体の活動促進」「県民活動の促進」</p>	<p>【基本目標3】 家庭・学校・地域が一体となった「3つのキョウイク」の推進</p> <p>＜推進項目①＞ 家庭における教育（共育）力の向上 「親の学習」「ワークライフバランス」「家庭の日」など</p> <p>＜推進項目②＞ 生きる力を育む学校教育の充実 「教育に関する3つの達成目標（学力・規律ある態度・体力）」「基礎学力の向上」「教員の研修」「健康な体づくり」「道徳教育（再掲）」など</p> <p>＜推進項目③＞ 地域における教育（郷育）力・健全育成活動の充実 「学校応援団」「県民運動」「青少年相談員」「青少年育成推進員」「社会参加」など</p>

第4条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。